

参 考 资 料

目 次

I 税制改革の視点と方向性

将来人口推計と高齢化率の推移（全国）	1
将来人口推計と高齢化率の推移（東京都）	1
社会保障給付費と社会保険料収入の推移	2
被保護世帯数、被保護実人員、保護率の年次推移（東京都）	3
非正規雇用比率の推移（東京、全国）	4
正規雇用と非正規雇用労働者の推移（全国）	4
国民負担率の内訳の国際比較	5

II 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応

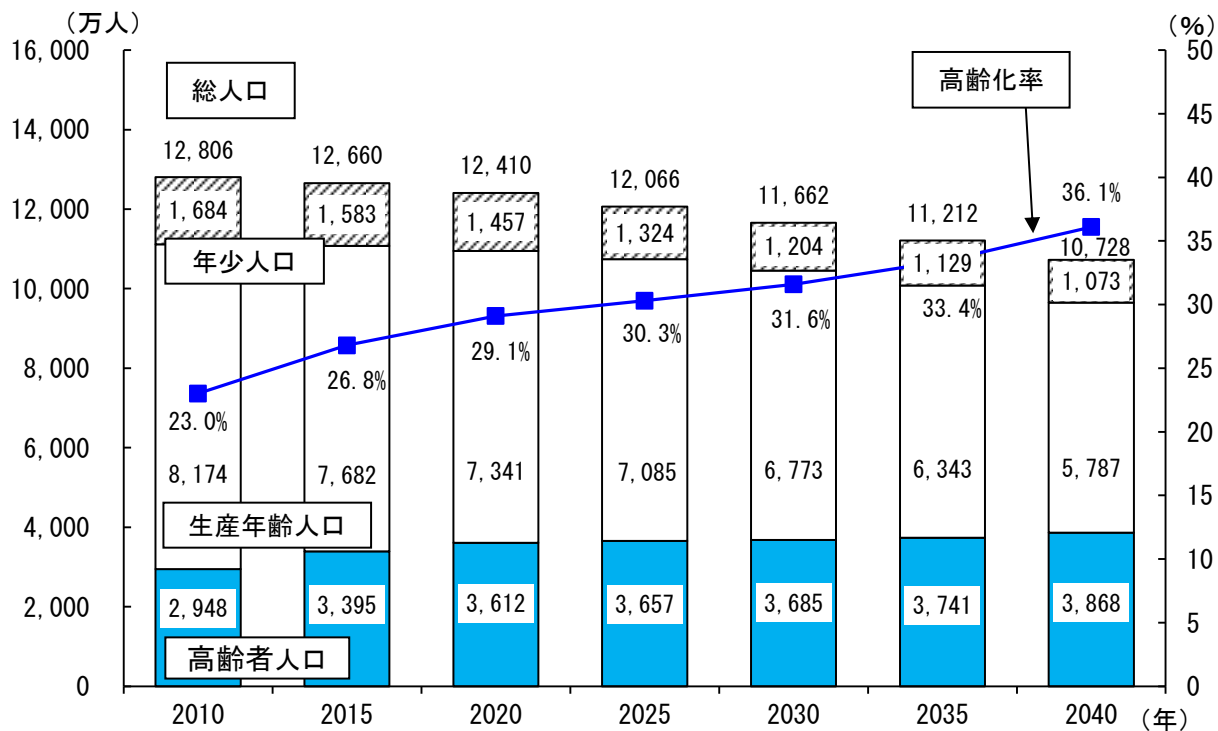
社会保障関係経費の将来推計（試算）（東京都）	6
待機児童数の状況（平成26年4月現在）	6
建設後50年を経過する社会資本ストックの割合（東京、全国）	6
分割基準の見直しによる都への影響額（累計）	7
付加価値額の構成比（金融業・保険業を除く全業種）	7

III 地方税財政における諸課題

法人実効税率の引下げ（平成27年度税制改正大綱）（東京都）	8
国・地方合わせた法人税率の国際比較	9
企業が負担する国税・地方税、社会保険料合計額（対GDP比）	10
年齢別・雇用形態別賃金カーブ（時給ベース）（全国）	10
収入階級別の実収入に対する税負担（平成24年分）	11
諸外国における「給付付き税額控除」等	12
地方交付税等総額（当初）の推移	13

I 税制改革の視点と方向性

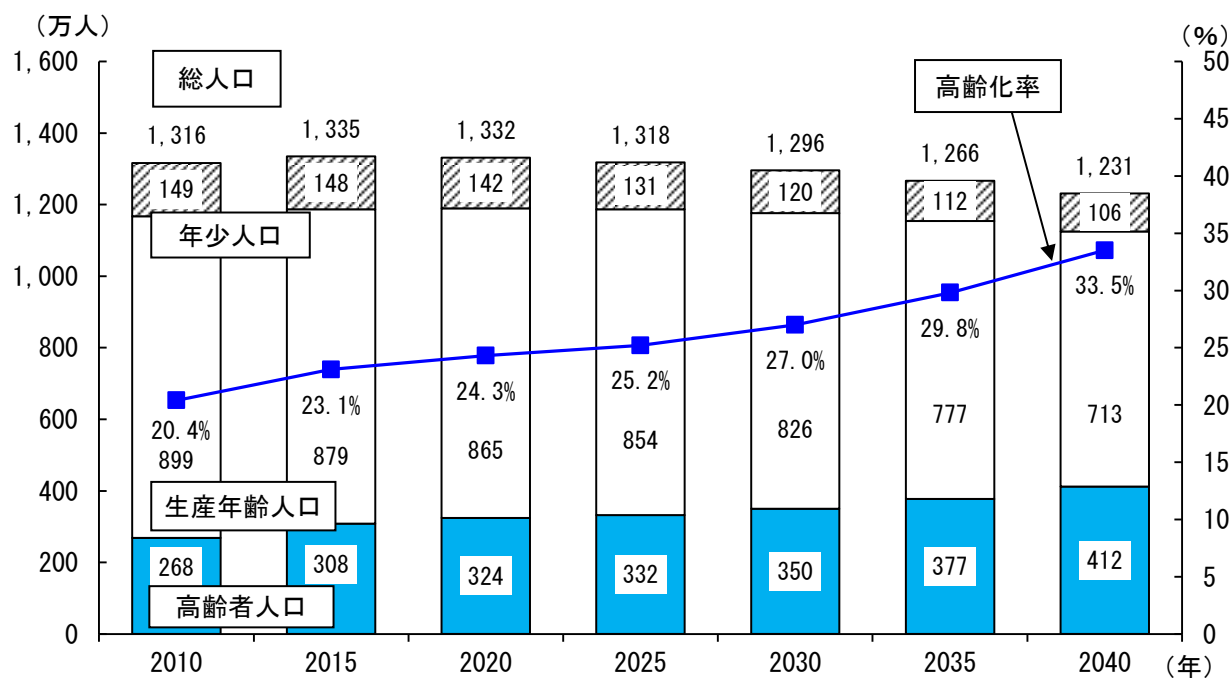
将来人口推計と高齢化率の推移（全国）



注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成。

2 出生、死亡の将来推移は中位推計の数値を用いた。

将来人口推計と高齢化率の推移（東京都）

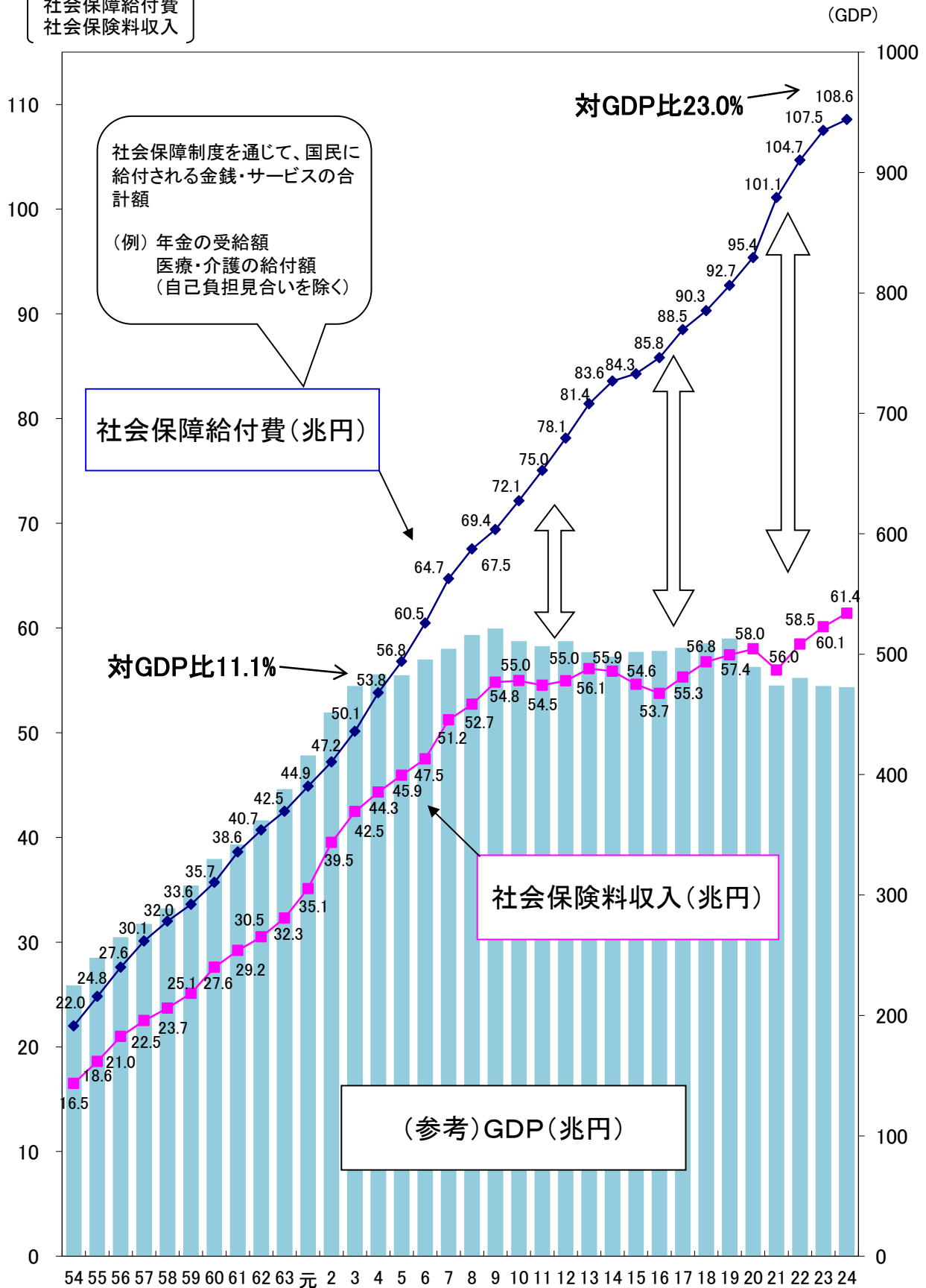


注1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より作成。

2 出生、死亡の将来推移は中位推計の数値を用いた。

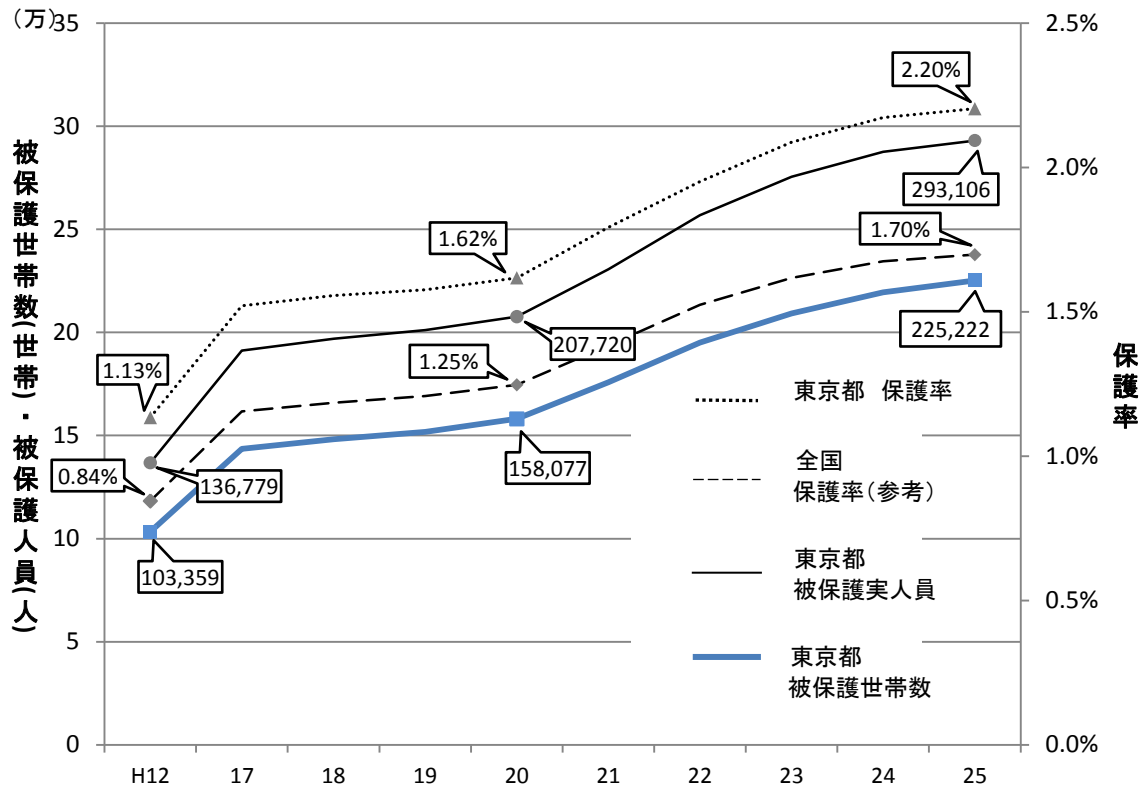
社会保障給付費と社会保険料収入の推移

社会保障給付費
社会保険料収入



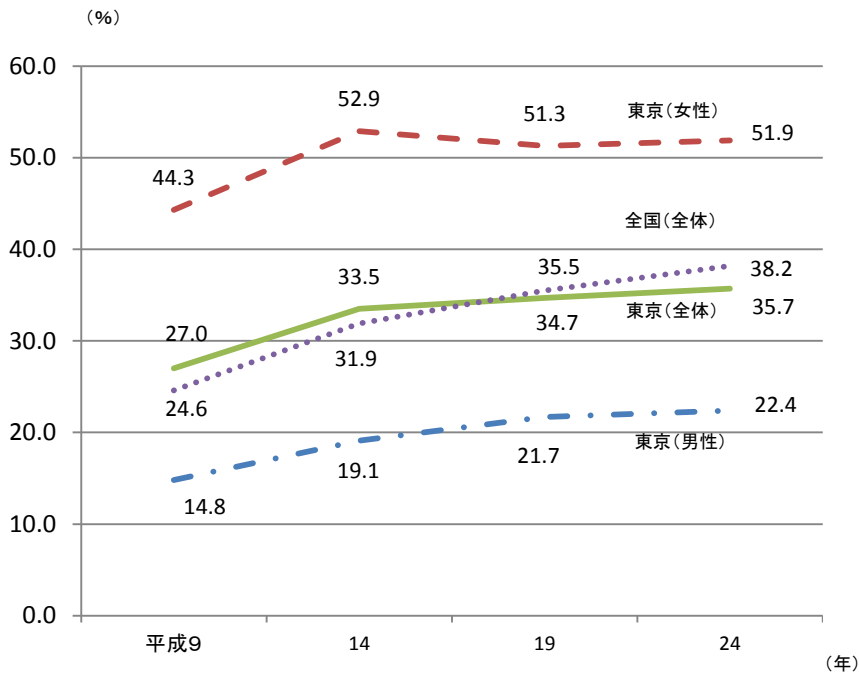
注 財務省「日本の財政関係資料(平成27年3月)」、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計(平成24年度)」より作成。

被保護世帯数、被保護実人員、保護率の年次推移（東京都）



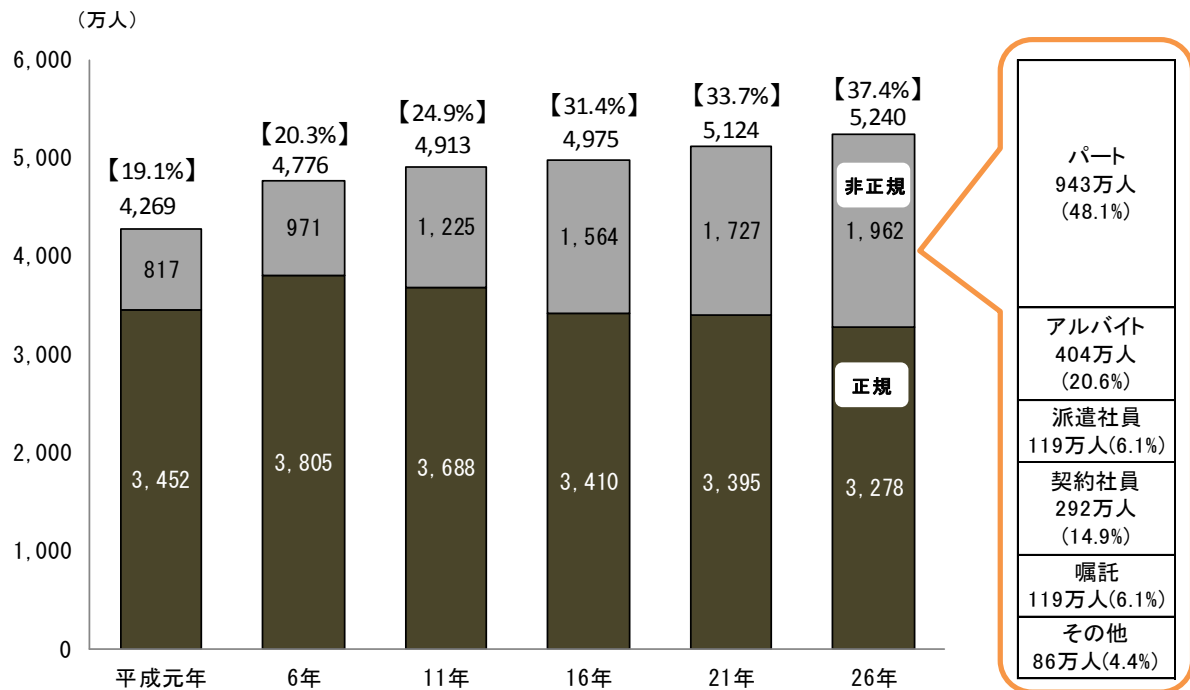
- 注1 総務省「人口推計」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成26年1月1日現在）」、厚生労働省「平成25年度被保護者調査」、東京都福祉保健局「平成20年度年報」、「平成25年度年報」、東京都総務局「東京都の統計」より作成。
- 2 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省発表「10月1日現在推計人口（平成12、17、22年度は国勢調査人口）」で除した。
- 3 全国に占める東京都の割合については、それぞれ東京都の数値を全国の数値で除した。

非正規雇用比率の推移（東京、全国）



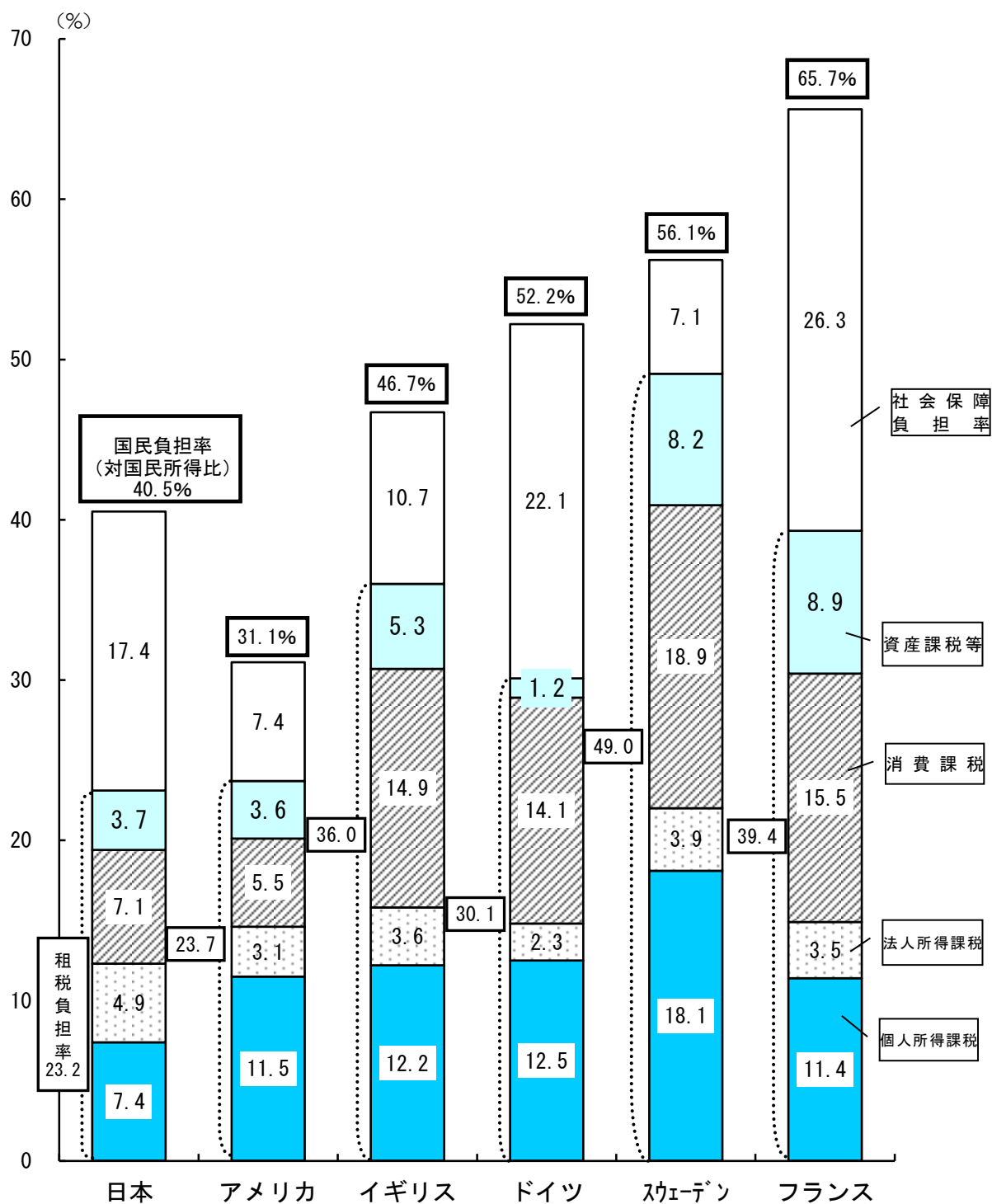
- 注1 東京都産業労働局「東京の産業と雇用就業2014」より作成。
 2 出典 総務省、東京都「就業構造基本調査」
 3 役員を除く雇用者に対する割合。

正規雇用と非正規雇用労働者の推移（全国）



- 注1 厚生労働省ホームページより作成。
 2 平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10
 3 平成21年の数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値。
 4 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 5 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
 6 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 7 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

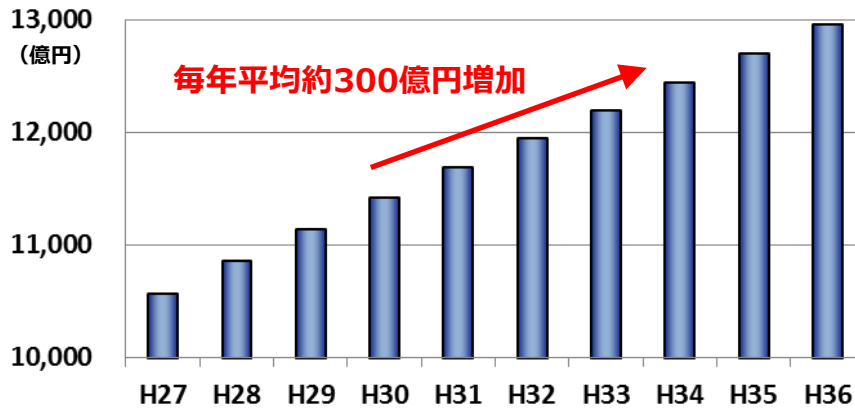
国民負担率の内訳の国際比較



- 注1 財務省「国民負担率の内訳の国際比較」より作成。
- 注2 日本は平成24年度（2012年度）実績、諸外国は2012年実績。（OECD "Revenue Statistics 1965-2013" 及び同 "National Accounts" による。）
- 注3 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
- 注4 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

Ⅱ 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応

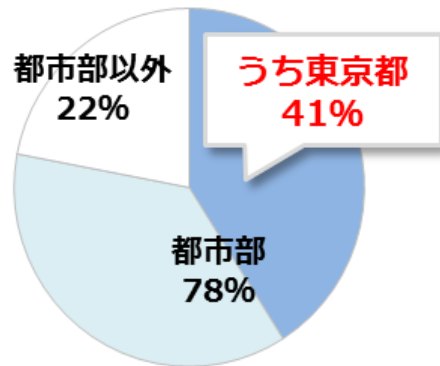
社会保障関係経費の将来推計（試算）（東京都）



注 東京都「共存共栄による日本全体の発展を目指して～地方税財政に関する東京都の主張～」（平成27年9月）より抜粋。

待機児童数の状況（平成26年4月現在）

東京都	8,672人
沖縄県	2,160人
千葉県	1,251人
大阪府	1,124人
神奈川県	1,079人

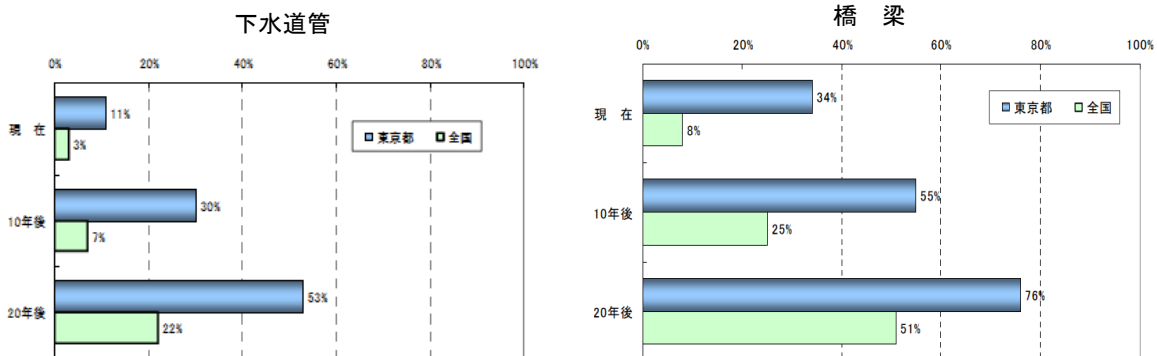


注1 東京都「共存共栄による日本全体の発展を目指して～地方税財政に関する東京都の主張～」（平成27年9月）より抜粋。

2 厚生労働省「保育所入所待機児童数（平成26年10月）」より。

3 都市部は、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市及び中核市含む）及びその他の政令指定都市・中核市。

建設後50年を経過する社会資本ストックの割合（東京、全国）

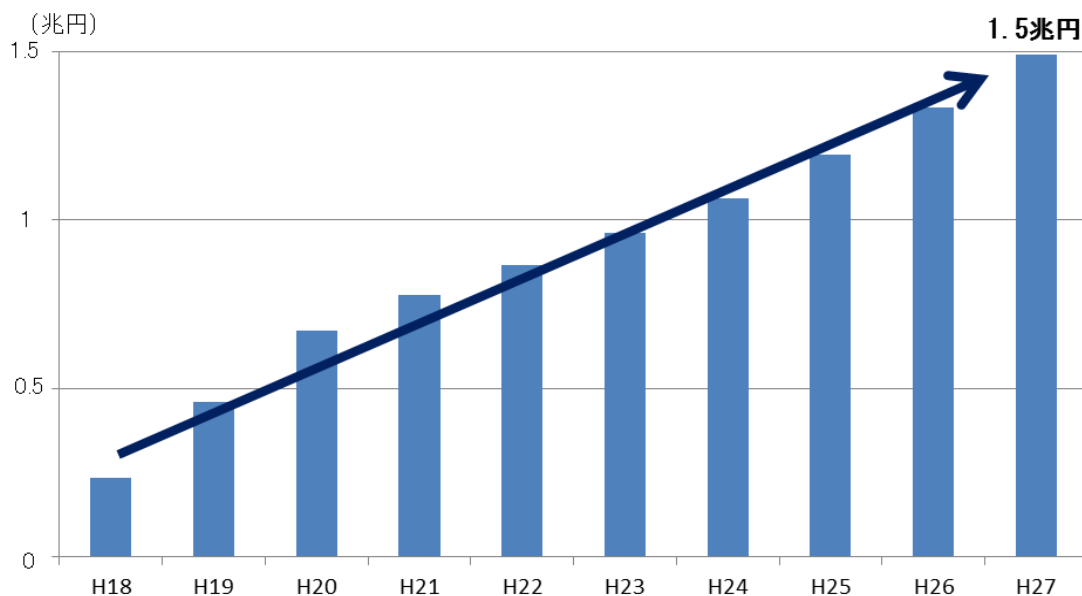


注1 東京都「地方法人課税を巡る動向と東京都の主張 資料集」（平成26年9月）より作成。

2 東京都の基準年（度）は下水道管は平成24年、橋梁は平成20年度。

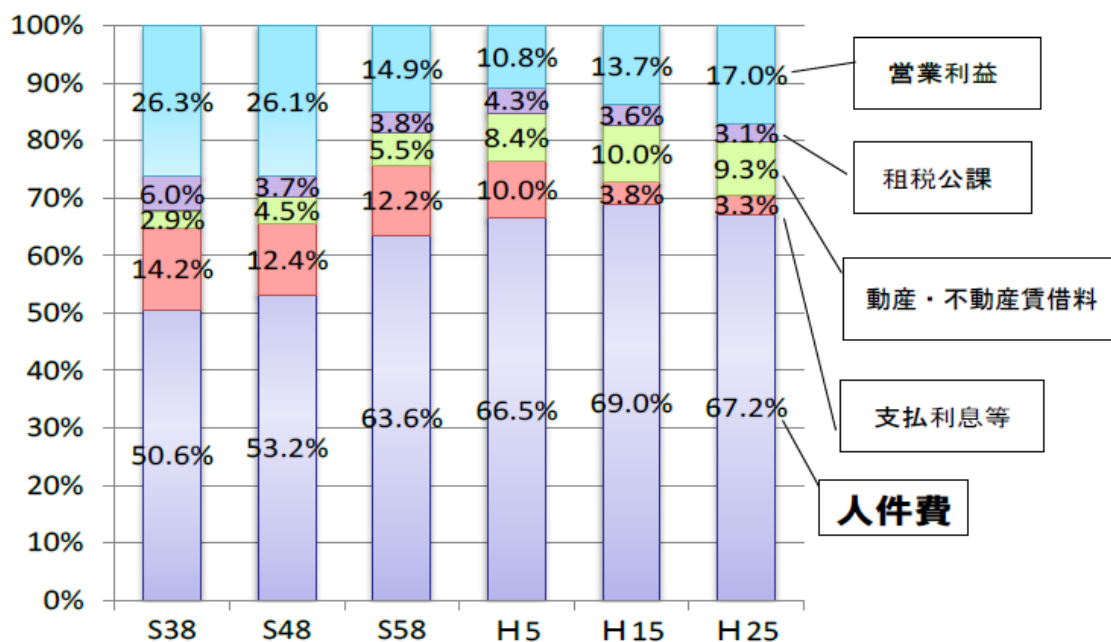
3 全国の基準年（度）は平成21年度。

分割基準の見直しによる都への影響額（累計）



注 東京都主税局作成。

付加価値額の構成比（金融業・保険業を除く全業種）

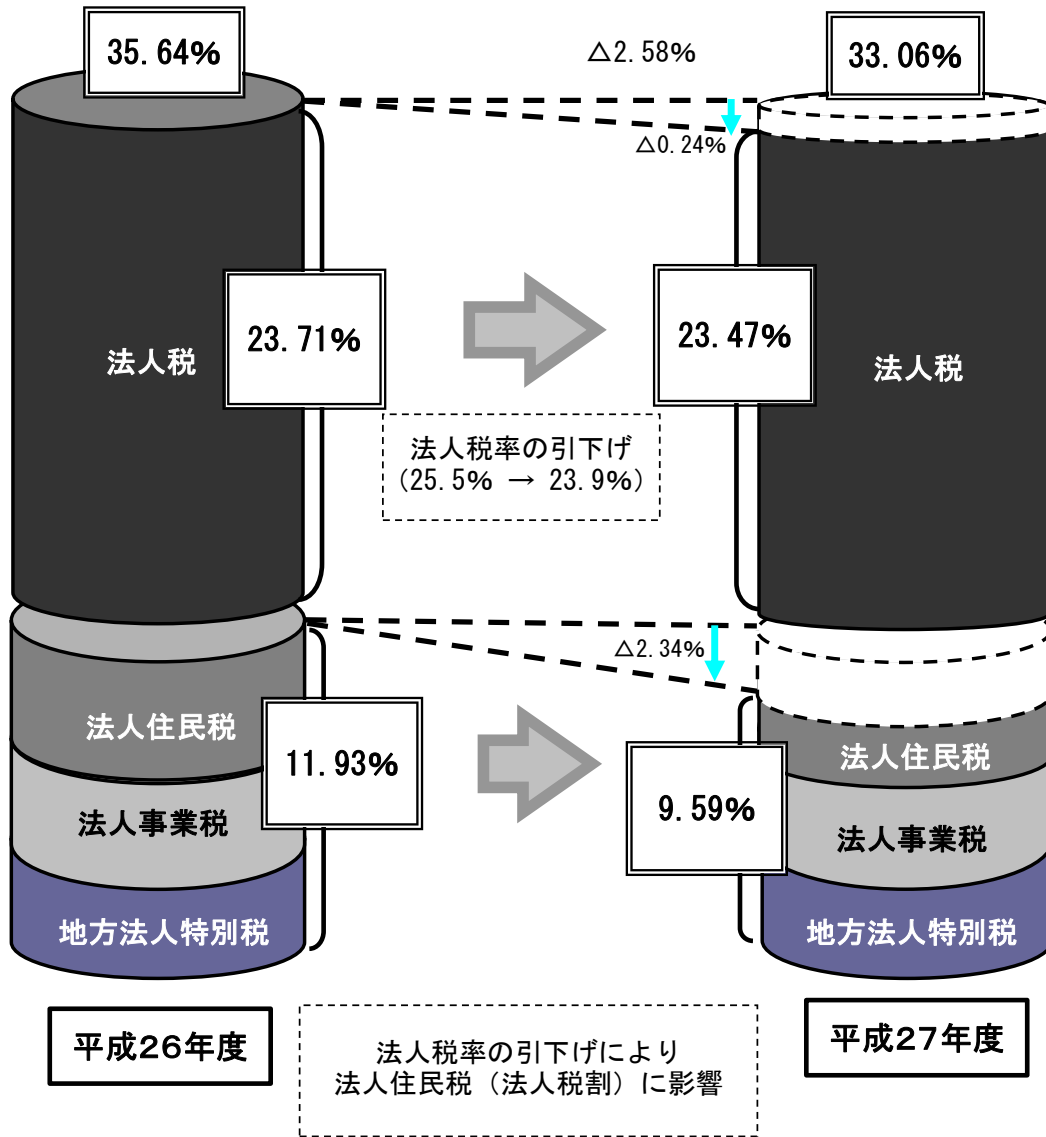


注1 東京都主税局作成。

注2 「法人企業統計年報」より作成。

Ⅲ 地方税財政における諸課題

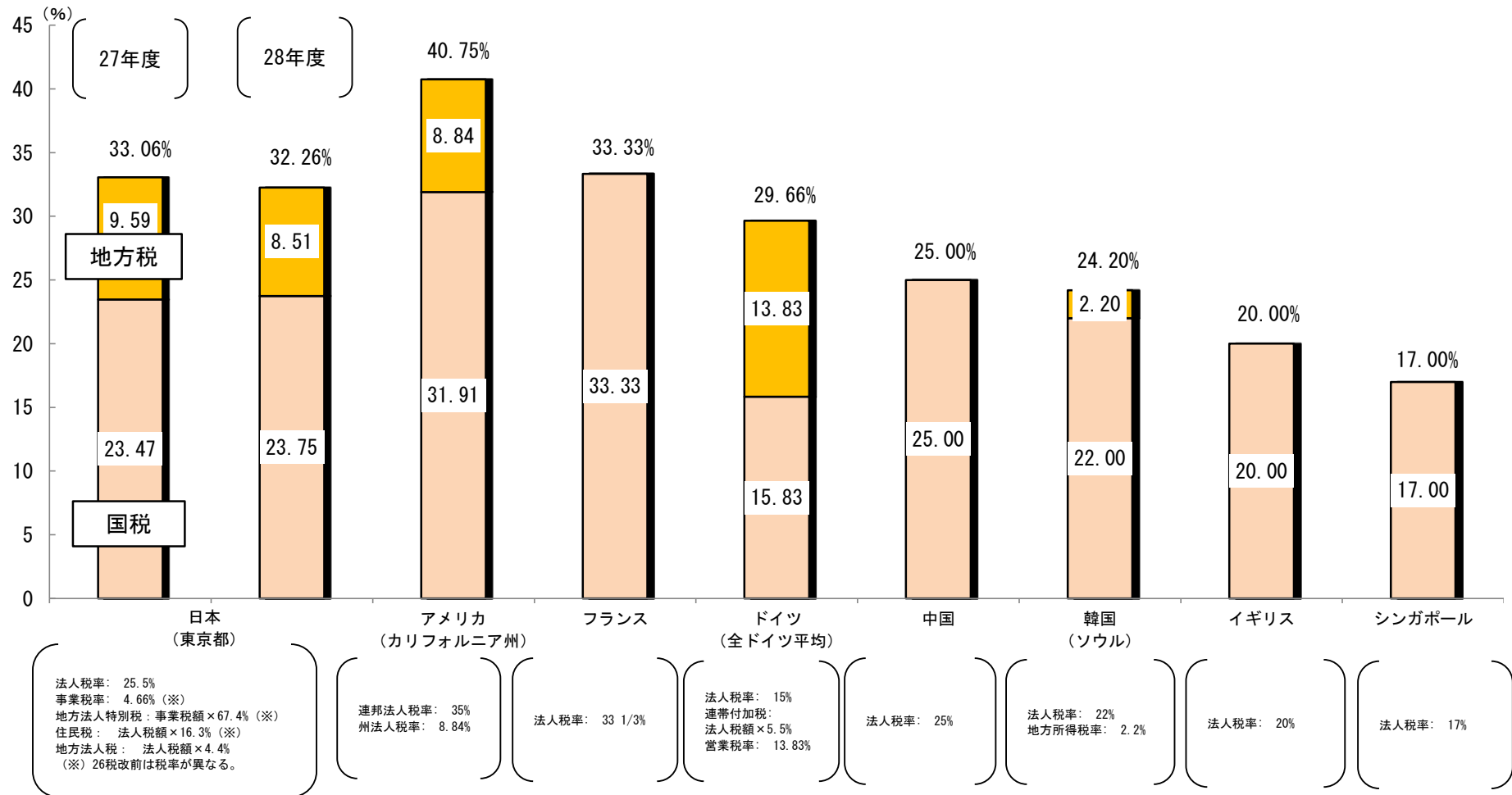
法人実効税率の引下げ（平成27年度税制改正大綱）（東京都）



注1 外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人（東京都）を想定している。

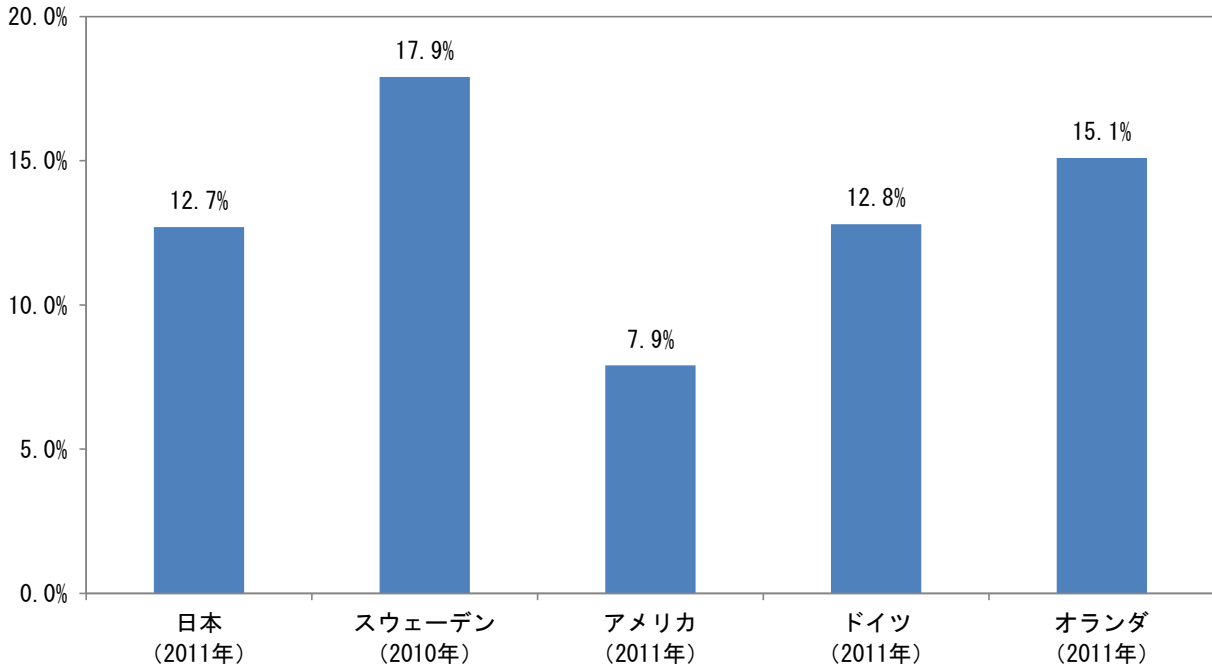
2 平成28年度には、法人実効税率は32.26%（東京都）に引き下げられる。

国・地方合わせた法人税率の国際比較



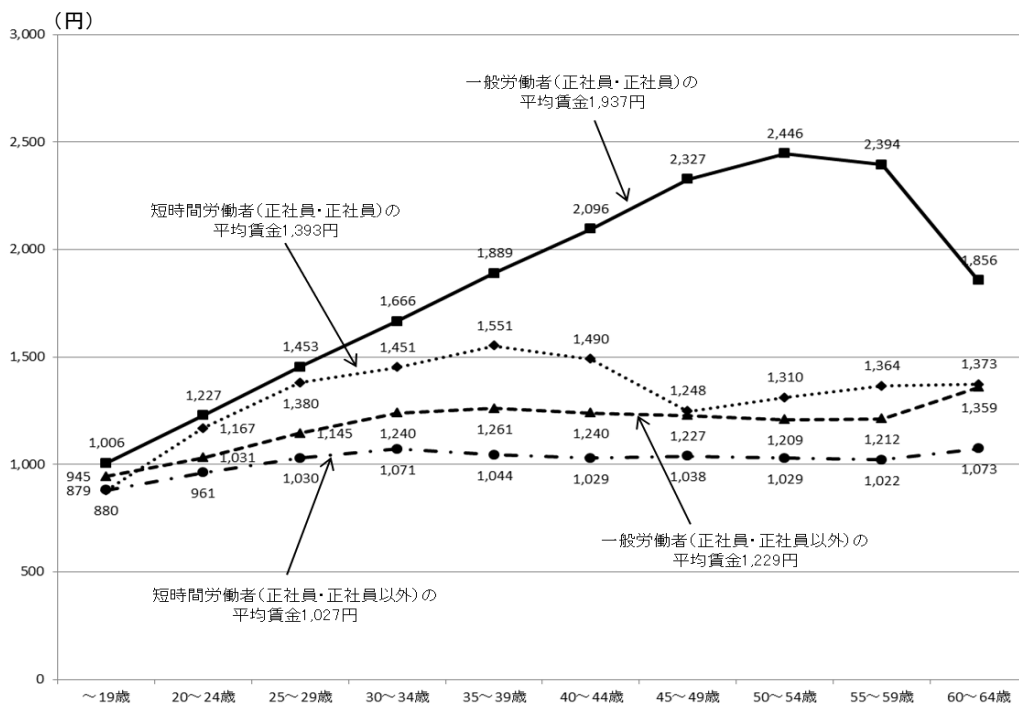
注1 日本については、「法人実効税率関係資料」(総務省)を基に作成。アメリカからシンガポールまでは、政府税制調査会第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料より。
 2 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。なお、諸外国は2014年3月現在の税率である。
 3 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
 4 アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。
 5 イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
 6 フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
 7 ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率393%(2012年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の数値を表示している。
 8 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
 9 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

企業が負担する国税・地方税、社会保険料合計額（対GDP比）



- 注1 東京都主税局委託調査「スウェーデンにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査」等により作成。
 注2 スウェーデンは2010年の数値、それ以外の国は2011年の数値である。
 注3 EU諸国及び日本の付加価値税（日本は消費税及び地方消費税）は最終消費者に転嫁されるとみなして、企業の負担をゼロとした場合の推計値である。

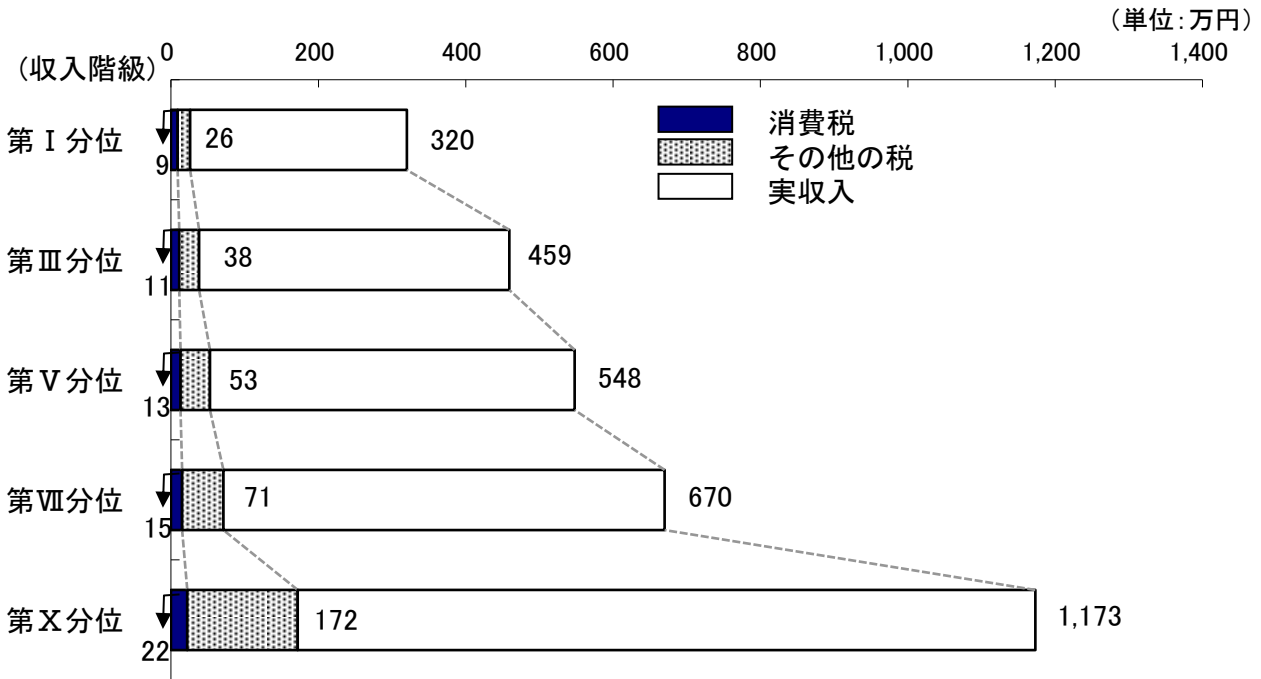
年齢別・雇用形態別賃金カーブ（時給ベース）（全国）



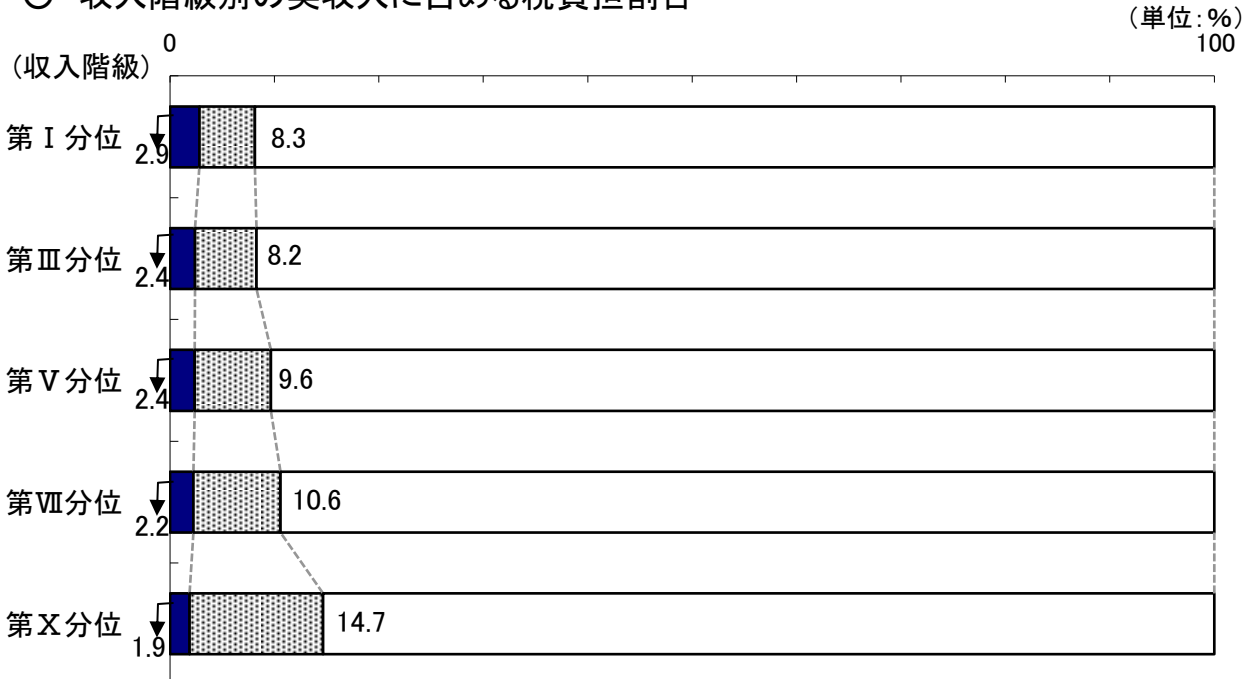
- 注1 厚生労働省ホームページ「『非正規雇用』の現状と課題」より作成。
 注2 賃金は、平成26年6月分の所定内給与額。
 注3 一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。
 注4 一般労働者：常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者。
 注5 短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者。
 注6 正社員・正職員：事業所で正社員・正職員とする者。
 注7 正社員・正職員以外：事業所で正社員・正職員以外の者。

収入階級別の実収入に対する税負担(平成24年分)

○ 収入階級別の実収入と税負担額 (1年当たり)



○ 収入階級別の実収入に占める税負担割合



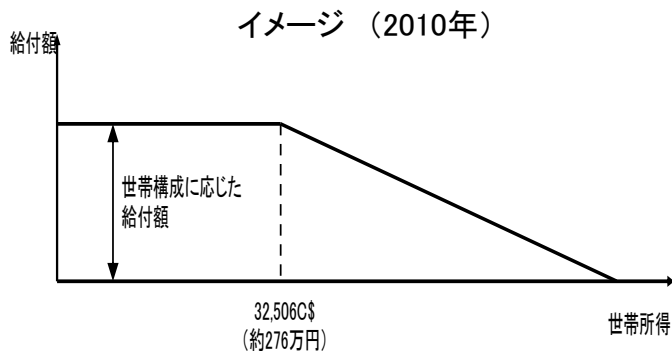
注1 財務省ホームページ「収入階級別の実収入に対する税負担(平成24年分)」により作成。

注2 税負担は当時の税制に基づくものであり、消費税率は5%。

諸外国における「給付付き税額控除」等

類型1 消費課税の逆進性緩和

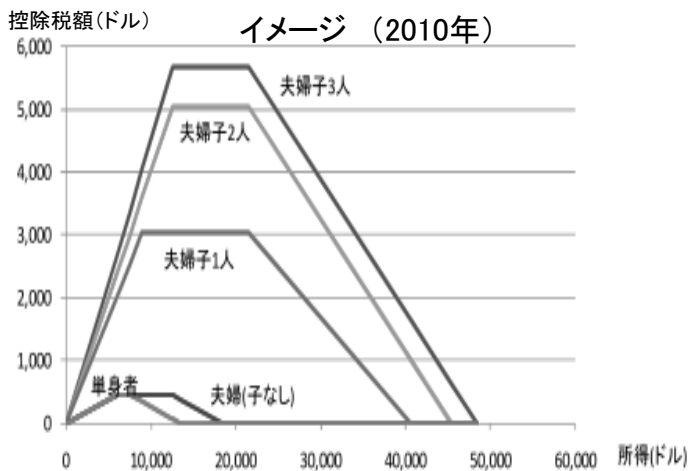
GSTクレジット (Goods and Services Tax Credit) (カナダ)



- <意義>
- ・低中所得世帯の付加価値税負担の軽減を目的とした直接給付制度
- <概要>
- ・給付額と実際の付加価値税負担額とは連動しない
 - ・一世帯当たりの平均給付額・・・325 C \$
 - ・給付額の支給総額は、付加価値税収の約12%

類型2 就労促進

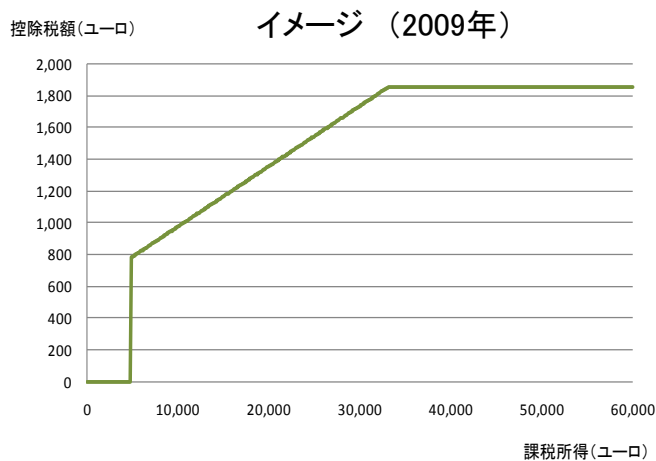
勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) (アメリカ)



- <意義>
- ・福祉サービス受給者の就労を促す
 - ・低中所得世帯の就労が拡大した場合の社会保障税の負担を軽減
- <概要>
- ・控除額が所得税額を上回る場合、超過分を現金給付
 - ・夫婦子2人の場合、最大5,036ドルを税額控除
 - ・低中所得世帯の就労促進を目的とすることから、逡増・逡減段階を設定

類型3 子育て支援

所得依存複合税額控除 (Income Dependent Combination Credit) (オランダ)

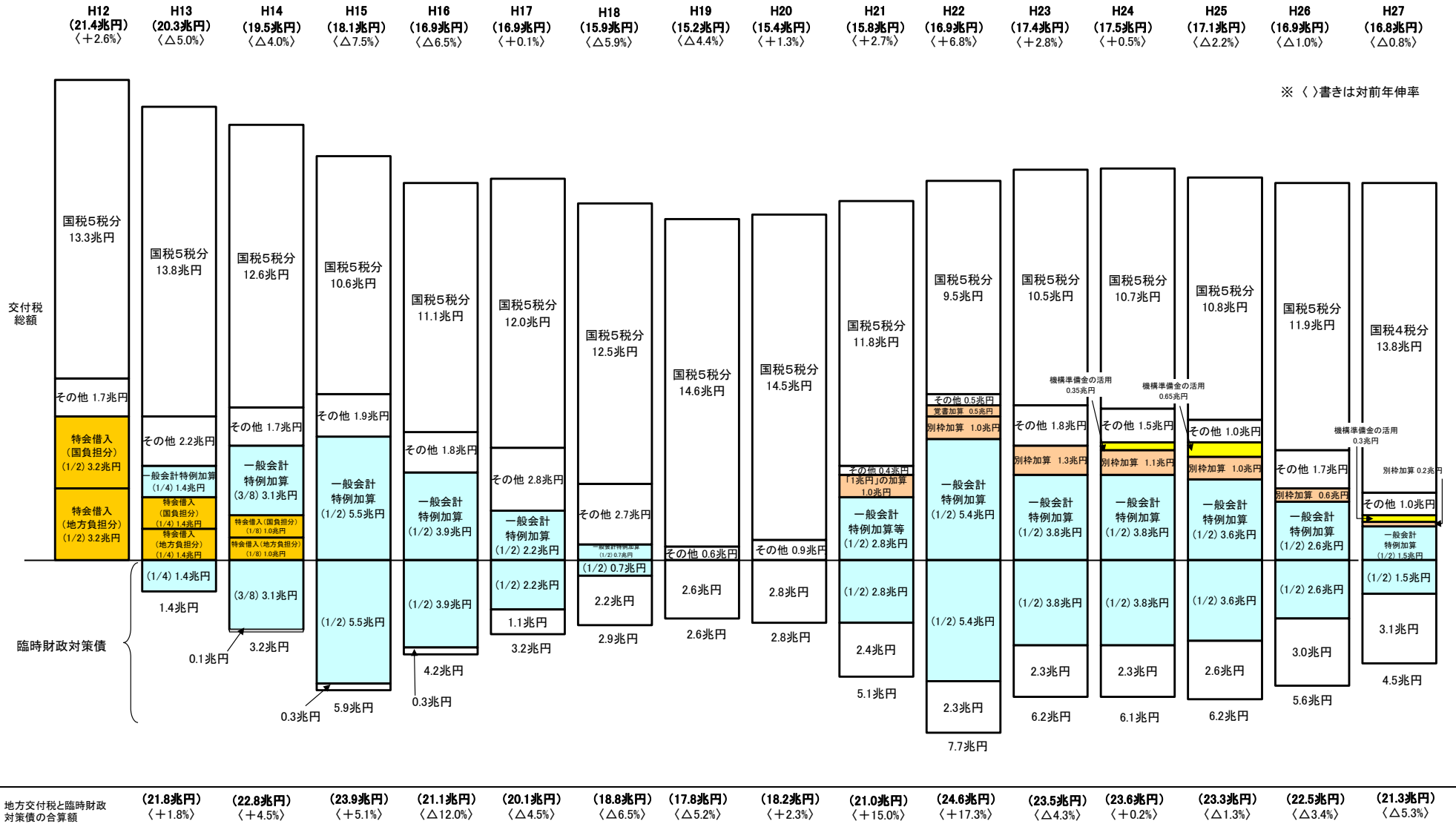


- <意義>
- ・児童を扶養する低所得者の負担の軽減
 - ・女性の就労促進
- <概要>
- ・税額控除額が所得税額を上回った場合、社会保険料と相殺
 - ・就労促進及び就労時間の延長を目的として、逡増段階を設定
 - ・最大1,859ユーロを税額控除
 - ・12歳以下の子どもを扶養し、課税所得が4,706ユーロ超の片親か所得の低い配偶者に適用

注1 東京都主税局委託調査報告「給付付き税額控除に関する調査」(三菱総合研究所)より作成。

2 1C \$ = 約85円、1ドル = 約88円、1ユーロ = 約116円。(三菱東京UFJ銀行、2010年平均為替レートより)

地方交付税等総額（当初）の推移



※ 〈〉書きは対前年伸率

注1 総務省ホームページ「地方財政関係資料」により作成。
 2 表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。
 3 平成27年度からたばこ税が地方交付税の対象から外れ、所得税、法人税、消費税及び酒税の4税となった。